

## 出家・卒去した受領の官物弁済をめぐって

—— 受領の妻は官物の完済に責任を有するか ——

増 淵 徹

### はじめに

万寿二二〇二五)年、この年に得替を迎える三人の受領、上総介藤原為章・若狭守藤原遠理・淡路守源信成が公事未済の状態のままに出家した。『小右記』同年二月二十五日条には「入<sub>二</sub>己官物、不<sub>レ</sub>済<sub>三</sub>公事」とあるから、官物を自らの管理下に置きながら朝廷には納入しなかったわけで、彼ら自身の収入はしっかりと確保していたと見做されたわけである。

本件の処理に際しては、受領本人たちに代わる弁済者として「子孫」や「後家」が言及される。ここから受領の任国支配における妻の役割や責任、あるいは夫が残した財産の管理や処理面における妻の権限などを検討する材料とされてきた。本稿は前者の、受領の任国支配と妻の責任の関係について検討を加える。本件の経緯から受領の妻は

貢納物の完済に夫と共同の責任を有するとの理解も提出されているが、しかし妻が当初から弁済を求めた対象とされたわけではないところからすると、本件の経緯についても少し検討してもよい側面があるのではないかと考えられる。まずは『小右記』から関係する一連の記事を掲出し、事件の経緯を追うところから始めたい。

### 一

本件に関する史料は、『小右記』に載せる以下のA～Fである。<sup>(1)</sup>

A 『小右記』万寿二年二月二十五日条

左頭中将公成伝<sub>レ</sub>勅云、今年得替国司上総介為章・若狭守遠理・淡路守信成等、入<sub>二</sub>己官物、不<sub>レ</sub>済<sub>三</sub>公事、出家、終無<sub>二</sub>其弁<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>財物、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>弁進<sub>一</sub>、若無<sub>二</sub>其弁<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>子孫<sub>一</sub>弁済者、仰<sub>二</sub>左中弁経頼<sub>一</sub>了、  
B 『小右記』万寿二年二月二十六日条

昨日被<sub>レ</sub>仰下<sub>二</sub>之三人出家吏宣旨事、又、可<sub>レ</sub>承<sub>レ</sub>定之由、今朝示<sub>二</sub>遣左中弁、云、申<sub>二</sub>関白、被<sub>レ</sub>示云、以<sub>二</sub>子孫可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>濟事此事如何、内、可<sub>レ</sub>示<sub>二</sub>下官者、余答云、昨日有<sub>レ</sub>以<sub>二</sub>財物可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>成宣旨、若無<sub>レ</sub>其弁可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>子孫<sub>一</sub>濟進上者、只可<sub>レ</sub>隨<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰下、唯以<sub>二</sub>子孫可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>弁申<sub>一</sub>之事尤可<sub>レ</sub>然、出家者無<sub>レ</sub>方<sub>二</sub>責仰<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>宅并所領処・財物可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>弁申<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>所領<sub>二</sub>者至<sub>二</sub>財物隱置<sub>一</sub>者何為、責及<sub>二</sub>子孫<sub>一</sub>有<sub>二</sub>濟進之心、歟、入<sub>レ</sub>已犯用、其罪不<sub>レ</sub>輕乎、又留国之事暗<sub>レ</sub>以難<sub>レ</sub>知、隨<sub>二</sub>新司申請<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>定仰<sub>一</sub>歟、如<sub>レ</sub>此之事慥承可<sub>レ</sub>宣下<sub>一</sub>也、達<sub>二</sub>禪門<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>待<sub>二</sub>彼命<sub>一</sub>由同指示了、弁云、余ノ所<sub>レ</sub>示最理也、以<sub>二</sub>関白所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>命初存<sub>二</sub>正理<sub>一</sub>、今有<sub>二</sub>此案<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>拘者弥無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>濟歟、又関白気色似<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>禪門定<sub>一</sub>者、近日事甚難、愚頑質弥可<sub>レ</sub>迷、

C 『小右記』万寿二年二月二十七日条

經頼云、関白云、(中略)又云、出家吏并後家共可<sub>レ</sub>弁由給<sub>二</sub>宣旨<sub>一</sub>尤可<sub>レ</sub>宜、雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>指<sub>二</sub>子孫<sub>一</sub>在<sub>二</sub>後家中<sub>一</sub>、妻領<sub>二</sub>財貨<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>子孫<sub>一</sub>之者、仍謂<sub>二</sub>後家<sub>一</sub>、妻子共可<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>弁申<sub>一</sub>歟、是禪門定者、又云、宣旨下<sub>レ</sub>了後出家者事也、似<sub>レ</sub>優<sub>二</sub>當時三人<sub>一</sub>者、左右可<sub>レ</sub>隨<sub>レ</sub>定了、

D 『小右記』万寿二年三月十一日条

公卿給<sub>二</sub>二合・停任等三通下<sub>一</sub>給<sub>二</sub>大外記頼隆・左中弁經頼、絹布・米鹿惠、官符、諸国吏不<sub>レ</sub>濟<sub>二</sub>公事<sub>一</sub>出家宣旨等有<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>之事等<sub>一</sub>、仍示<sub>二</sub>其由<sub>一</sub>返給、

E 『小右記』万寿二年三月十五日条

可<sub>レ</sub>没<sub>二</sub>官不<sub>レ</sub>濟<sub>一</sub>事出家諸国吏財物<sub>一</sub>宣旨有<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>之事<sub>一</sub>、聊注<sub>二</sub>短札<sub>一</sub>示<sub>二</sub>遣左中弁許<sub>一</sub>、

F 『小右記』万寿二年三月十八日条

不<sub>レ</sub>濟<sub>二</sub>事国官出家起請宣旨等状令<sub>レ</sub>改直<sub>一</sub>了、

問題は二月二十五日、頭中将藤原公成が実資の許に後一条天皇の勅を伝達してきたことに端を発した。勅の内容は、得替を迎えた上総介藤原為章以下の三人が公事未済のまま出家し、未済分を弁済しなかつたゆえに、私財を以て弁済させること、弁済せぬ場合は子孫に弁済させよというものであった(史料A)。

翌二十六日、右大臣藤原実資は源経頼に指示して勅の内容を関白頼通に伝え、その判断を求めたが、頼通からは「子孫に弁済させる」点についての疑義が呈された。実資は前日の経緯をあらためて説明し、子孫に弁済を求めることを是とする自身の判断を伝えるとともに、道長にも連絡し、その判断を待つて処理するよう経頼に指示した(史料B)。

二十七日、道長の判断も受けた上で、あらためて関白頼通から、出家した前国司とその後家に弁済を命じる宣旨を下すのが適切であると、の指示が伝えられ、本件は決着した(史料C)。その後、三月中旬に、一部修正の上、公事未済のまま出家した国司の財物を没官する内容の宣旨が下された(史料D-F)。

本件において「後家」が弁済の対象とされていることから、受領の妻は夫とともに貢納物の完済に責任をもつとしたのは吉川真司氏である<sup>(2)</sup>。しかし、「子孫」に弁済させることに頼通が疑義を呈し、その後「後家」による弁済が方法として提起されたところからすれば、受

領が出家してしまった場合の当人の弁済責任分の処理方法については、当時は明確な規定が存在しなかったと言わなければならない。かかる経緯の中で受領の妻の共同責任を認定し、一般化することは、果たして適切であろうか。実資や経頼の主張やその背景を追求しながら、この問題について考えてみたい。

史料Aにあるように、本件は出家した受領の「子孫」（文字とおり子・孫と考えた方がよい）に弁済させよという後一条の判断に由来した。関白頼通には事前に意見を求めず、後一条が独断で出したものらしい（「以子孫可令済事此事如何、内、可示下官」）。後一条の判断の根拠は明らかではないが、頼通が疑義を呈したところからして、この処置が法的規定に従ったものでも、通念として成立していたのではないことは明らかである。にも関わらず実資が後一条の指示を是としたのは、財物を隠匿して逃げ切ろうとする輩への予防措置があつてもよいとする考えをもったからであり、その基底には「入己犯用、其罪不軽乎」という判断があつた。自らの指示で官物を確保しておきながら、未済分を補填せずに出家する行為は、「犯用」すなわち「盗犯」に相当するとの認識である。では、前後司交替の際に勘出され、「犯用」（「盗犯」・「盗詐」とも表記される）と認定された場合、通常はどのように処断されるのであろうか。

『延喜交替式』（79条）には、「凡国司史生以上、如有一人犯用官物、余官共填納贖物、但至犯用之吏、解却見任、永不叙用、不在免死逢赦之限、其郡司和許、亦同国司」とあり、官物犯用を認定された国司は解任され、対象となった物資は贖物として扱われて、

同時期に任にあった国司が共に填納することになっていた。『政事要略』が引用する「勘解由使勘判抄」の収載事例でも、「盗犯」「盗詐」と認定された事例は基本的に上記の規定に沿って処理されている。<sup>(3)</sup>

ところで、名例律以贖入罪条によれば、填納すべき物資（贖）は現物があれば没収し、発覚時には消費してしまっていた分も、犯人が死刑もしくは配流の場合は免除するものの、それ以外は別のかたちで徴収することになっていた。では犯人が不在になる、例えば填納以前に死亡してしまった場合はどうするのか。

国司の官物犯用に対する規定は、『貞観交替式』から『延喜交替式』に至る過程で変更があつた。『延喜交替式』（79条）に相当する『貞観交替式』7条（延暦四（七八五年）七月二十四日格）は、「国司如有一人犯用、余官同坐、並解見任、永不叙用、贖物令共填納」（傍線引用者を原則とするものであつたが、傍線の部分は貞観十四（八七二年）七月二十九日格で変更され、人事上の処分は犯用した国司一人に限定され、同任の官は欠失分（贖）の共填のみを求められることになった）。

犯人（犯用者）が死亡した場合の贖物回収について、『政事要略』（交替雑事・禁断犯用官物）は、名例律以贖入罪条を引用しながら、「於彼身死之輩、不徴費用贖」として「若犯人身死就誰人令弁済」との問いを立て、「費用之輩死亡之時、傍吏填納、理以無疑」と回答する問答を設定している。だが、「共填」とは言え守・介以下の国司の等級に応じた填納割合が決まっている以上、死亡した犯人分まで負担すべきとする判断は実際には意味をもちえないだろう。そもそも

『要略』の問答は「方今犯用之人存生之日、余官同坐、贓物共填」(傍線引用者)と、『貞観交替式』規定を前提とする解説問答であり、貞観十四年格以降の、ましてやそれを引き継いだ『延喜交替式』制下の事態に対する想定問答としての有効性を欠くと言える。その背景についてはここでは論じないが、以上の贓物の処理をめぐる史料や本件の経緯から考えると、少なくとも犯人の死亡後の贓の徴収については、万寿二年の段階では明確な基準が存在していなかったらしいとは言えるだろう。

さて、当初の問題に戻ろう。発生した事態は、三人の受領が填償義務を果たさないままに出家するという事態であった。出家してしまつた以上、俗世とは別の世界の存在になつたわけであるから死亡者と同類であり、したがって『延喜交替式』79条の「至犯用之吏、解却見任、永不叙用、不<sub>レ</sub>在免死逢赦之限」に基づく処分は意味をなさないが、「入口」た物資の処理については「余官共填納贓物」の規定が適用されることになる。実資は前者の側面を「出家者無方責仰」と表現し、後者の側面を「於有宅并所領処・財物」以下の部分で論じているのであり、その中で出家した本人に代わる填納対象者を「子孫」と設定して議論したわけである。つまりは、名例律や交替式規定では明確でなかつた点を論じたわけである。

実資の判断の根拠は、「於<sub>レ</sub>有宅并所領処・財物可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>弁申、無<sub>レ</sub>所領<sub>レ</sub>者至<sub>レ</sub>財物隱置<sub>レ</sub>者何為、責及<sub>レ</sub>子孫有<sub>レ</sub>濟進之心歟」というものであった。本人に宅や所領・財物があればそれで弁済させられるが、所領(不動産)のない者が財物(動産)を隠置してしまつたら手の打ちよ

うがない。それでも子や孫にまで責任が及ぶということになれば、弁済しようとする気をおこすかもしれない、というのである。この実資の判断を支えるのは、「入口犯用、其罪不<sub>レ</sub>輕乎」という認識であった。当初は頼通の疑義を是と受け止めた(「以<sub>レ</sub>関白所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>命初存<sub>レ</sub>正理」)経頼も、「無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>拘者弥無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>濟歟」と実資の論理を支持した。経頼からすれば、「子孫」に弁済させる処理案に疑義を呈した関白頼通の判断も正しく、また妥当であると実資の判断も正しかったのであるが、本件については実資の処理案の方がより適切であると考えられる。中央の財源確保に関わる重要案件であることも、その認識に立つ以上、「子孫」に弁済させる方法が当時の貴族社会に受け入れられる説得力をもっていたからだと考えざるを得ない。

最終的には、道長の判断に基づき、「出家吏并後家共<sub>レ</sub>弁由給<sub>レ</sub>宜旨<sub>レ</sub>尤可<sub>レ</sub>宜」と、出家した受領と「後家」に弁済を命じることで決着した(史料C)。「子孫」という語を用いなかったのは、子孫は「後家」の包摂下にあるし(「雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>子孫<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>後家中」)、妻の中には夫の財産を領しながらも子孫には関与させない者もいる(「妻領<sub>レ</sub>財貨<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>子孫<sub>レ</sub>之者<sub>レ</sub>上」)からで、「後家」と表現すれば妻子が共に弁済の対象であることを示すことになるだろう(「仍謂<sub>レ</sub>後家<sub>レ</sub>、妻子共可<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>弁中<sub>レ</sub>歟」というのが道長の論理である)。

この論理の背景に、「後家」という地位にある妻が、夫の死後にその財産の管理・処分に最も主体的に関わる存在となつていた貴族の家の実態があることを論じたのは服藤早苗氏<sup>(4)</sup>で、その指摘は首肯される

ものである。亡夫の遺財の管理・処分の実質的な権利が「後家」にある状態を踏まえ、弁済(填納)措置の実効性を確保しようとしたのが道長の判断であろう。<sup>(5)</sup>

以上の経緯からすると、公事未済のままに出家した受領の未済分の弁済について、最終的には「賊」の処理、則ち「犯用」(盗犯)に関わる処分についての議論が展開されているのであり、「後家」もその文脈の中で出現していることがわかる。「子孫」も「後家」も、官物の完済に直接に関係して言及されているわけではない。「妻の財貨領有を問題にしたのは、国司の財産でこそ弁済すべきだとの見解であった」とする服藤氏の理解は妥当であり、受領の妻の責任を問題にした処理ではないのである。

## 二

同様の問題は、服藤氏が受領の家の家族形態や妻の家族内における位置づけの対象にした源経相の没後の問題処理においても指摘できる。経相は三河守在任中の長暦三(一〇三九)年十月七日に没したが、その遺財処理の最中に三河国からの未納分の弁済の問題が出来した。

『春記』十月十五二条の記事によれば、藏人が関白頼通に伝達した内裏の意向は、弁済なきままに守経相が死去した以上、後家から弁済させるのはどうかとの提案であったが、「女房夏等第緋三河国可<sub>二</sub>弁済<sub>一</sub>也、而無<sub>二</sub>其弁<sub>一</sub>、国宰卒去、至<sub>二</sub>于今<sub>一</sub>者可<sub>レ</sub>責<sub>二</sub>後家<sub>一</sub>歟如何」、頼通の回答はこの処理案を否定するものであった。経相の子供二人が多

量の絹を盗取した状態にあり、急いで後家から徴納させる必要はない、というのが理由である。「後家妻也、専不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其責<sub>一</sub>、其子供二人候云々、盗<sub>二</sub>取多絹<sub>一</sub>者也、早付<sub>レ</sub>使不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>責<sub>二</sub>取<sub>一</sub>者也」。経相の娘婿の源資房は、後家が自分に都合がよいように情報を頼通に吹き込んだ結果であり、事実無根であると憤慨している。

資房によれば、官物を確保しておきながら公事未済のままに出家した場合でも、当人からは填納させてこなかったのだという「抑不<sub>レ</sub>済<sub>二</sub>公事<sub>一</sub>、擁<sub>二</sub>抱其物<sub>一</sub>出家、其身已存之輩、公家無<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>責<sub>一</sub>取其物、近則庶政并為頼等也」。近時の例として挙げた二人の受領のうち、藤原庶政は長元五(一〇三二)年に「前美濃守」で出家しており、この時の例を指すのであろう。為頼(藤原為頼)も長元年間に下総守を務めており、出家したとすれば同五・六年頃であろう。<sup>(6)</sup>

資房の言から推察するに、出家した受領本人と後家に填納を指示した万寿二年の決定は、少なくとも出家者本人に対しては履行されず、先例にもならなかったと考えられる。寧ろ万寿二年に後家を填納対象者に含めたことが先例として記憶され、長暦三年の経相の件に際して後一条近辺から同様の処理案が提案されたとは考えられないであろうか。<sup>(8)</sup>

頼通の指示に対して資房が憤慨した理由は、経相の死没が「不<sub>レ</sub>済<sub>二</sub>公事<sub>一</sub>、擁<sub>二</sub>抱其物<sub>一</sub>出家」と同様に、則ち「犯用」として扱われたところにあつた。この認識を前提にして、先ずは亡夫の財産を実質的に管理する後家に填納を命ずる指示が打診され、次いで後家の許にあるはずの物資を盗み取ったとの情報を得ていた頼通は、後家に代えて子に

填納を命じようとしたのである。それに対し資房は、経相は三箇年分の税物を完済するなど実直に納入義務を果たしており、四年目は病気で任国に下向できず、「不知今年官物」のままに死去する事態を迎えたのであって、「不<sub>レ</sub>済<sub>ニ</sub>公事、擁<sub>ニ</sub>抱<sub>ニ</sub>其物<sub>一</sub>」する「犯用」には当たらず、未済分の填納を命じる措置は不当であると頼通の措置を批判したのであった（「故守漸済<sub>ニ</sub>三箇年事<sub>一</sub>、今年春上道、依<sub>レ</sub>病<sub>ニ</sub>不<sub>ニ</sub>下向<sub>一</sub>、不知<sub>ニ</sub>今年官物<sub>一</sub>、其身卒去、今公家被<sub>レ</sub>責<sub>ニ</sub>其子族<sub>一</sub>之事、太無<sub>ニ</sub>其謂<sub>一</sub>歟」。

以上の資房の主張には、「犯用」に該当しなければ填納義務は生じないとする理解が基盤にある。しかも「入<sub>レ</sub>己」や「擁<sub>ニ</sub>抱<sub>ニ</sub>其物<sub>一</sub>」という「犯用」を認定する要件は、京の私邸や納所に官物を運送・収納する行為を前提に判断されていた。確かに資房の主張するように、納入すべき官物が京に運送されていないのであれば、それらは国衙の管理下の物資としてあるはずで、新任の受領による確認後に改めて処理をすればよいことになる。<sup>(9)</sup>ともあれ、ここでは、「犯用」と判断された場合に初めて受領本人の財産で、本人死亡や出家の場合は実質的な管理者（多くは後家）の許にある遺財から填納させるのであって、あくまで受領個人の責任を問うのが原則であったことが確認されるのである。

こうしてみると、妻に未済分の填納を要求しているように見えたり、填納を求めて妻の邸宅やその倉を封ずるように見える行為も、そう単純にみてよいか検討する必要があるだろう。例えば長和四（一〇一五）年七月二十三日、加賀守源政職が禎子内親王宮の封物を弁済しなかったため、政職の妾妻である掌侍少将宅を封ずるといふ事件が起こった。<sup>(10)</sup>

当時政職は存命しており、出家や死没とは同列には論じられないが、しかし本稿で見た実資や道長・頼通・資房らの論理を考えた場合、妾宅とは言えそこで管理されていた財物は夫政職のものであり、貢納に責任を有する受領の私物を以て弁済させるためにとられた方策であったと理解されるのである。妻は夫たる受領の貢納責任を分担する存在ではない。あくまで夫が公事未済のままに死没または出家し、未済が「犯用」と認定された場合に、妻が管理する遺財から填納を要求されるのであって、共同責任者というよりは、遺財の管理・処分権の行使者として、指示の対象にされているのである。そこで「妻」ではなく「後家」と表現されるのも、単に妻という関係が問題とされているのではなく、夫たる受領の財産の管理者たる立場をもつ唯一の妻であることを前提に議論されているからなのである。

## おわりに

撰関期において、受領が妻を同道して任国に下向する例は少ない。その背景には、吉川氏が評したように、「（受領としての）職務の遂行に妻の助力が欠かせなかった」実態がある。また服藤氏は、受領の妻が家政全般を管理する役割を果たし、それを通じて夫の職務遂行を支える役割を果たしていたと評価した。こうした受領の妻に対する総体的評価は妥当である。

しかしながら彼女たちは、夫たる受領の職務の処理に直接かわるわけではない。したがって職務に対する助力とは言っても、史料上に

現れる彼女たちの存在や行為の個々の記事が、職務や案件の処理全体の文脈の中でどのように位置づけられるものなのかは、慎重にみていかねばならないだろうし、その職務の結果に対する関わり方にも制約があるはずである。本稿でも検討したように、受領の後家に未納分の填納を命じているように見えても、貢納物完済の責任を問われるのはあくまで受領本人であって、妻(後家)の責任が問われるわけではないのである。

『赤染衛門集』に載せる、赤染衛門の尾張国の「ますだのやしろ」における和歌奉納の話についても、同様の点が指摘できる。尾張守大江匡衡と衝突した国人たちが耕作放棄の態度をとった際に、妻の赤染衛門が「ますだのみやしろ」に参詣して和歌を奉納したところ、国人の抵抗が止み、耕作に従事するようになったとする記事であり、ここから夫と共に妻が国内の重要な儀式に参加する役割をもったとする理解もある。

しかし現地に赴任した受領にとつて、在地の有力者との官物賦課原則の合意形成〔利田請文の提出と受理〕が重要であり、成立した合意を神の前で誓約する行為が安定的に任国支配を開始する前提条件となったことは、近年では先行研究を踏まえながら森公章氏が解説しており、磐下徹氏も受領と国内有力者〔尾張国解文がいう「郡司・百姓等」〕との官物賦課をめぐる交渉を前提に、成立した合意を「ますだの神」に誓約する際に赤染衛門が和歌を詠み奉納したと、状況を復元的に把握している。筆者は磐下氏の理解を妥当とするものであるが、以上のように理解すれば、赤染衛門の行動が結果として夫匡衡への援

助になったとは推測できるものの、彼女自身の判断に基づく行動であったとは必ずしも言えないことになる。換言すれば『赤染衛門集』の記述は彼女自身の活動や感性を記すことに主目的があり、それ故に夫たる受領に起こった現象を形式的に記しはするものの、その現象の由来(文脈)や、それに対する夫の行為について何ら触れてはいないのである。その点で偏った記述であることを念頭に置いて理解しなければならぬということでもある。

## 注

- (1) 記事を掲出する『小右記』は大日本古記録を用い、B・D・Fの記事の一部の文字はその校訂の指摘に従って表記した。
- (2) 吉川真司「平安時代における女房の存在形態」『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年。
- (3) 拙稿「政事要略」所引「勘解由使勘判抄」詳解」『史学論叢』第11号、一九八五年。
- (4) 服藤早苗「撰関期における受領の家と家族形態―三河守源経相の場合―」『家成立史の研究―祖先祭祀・女・子ども』校倉書房、一九九一年。
- (5) 実資が記した、この措置は出家した三人の受領を優遇するようなものだとする経頼の言からすれば(又云、宣旨下了後出家者事也、似優當時三人者)、実態としては後家の管理分から填納させることになったろう。
- (6) 庶政の出家については、『小右記』(小記目録第十六・出家事)に「長元五年八月廿六日 前美濃守庶政出家事」とある。『小右記』にはほかに万寿四年十一月二十六日条に「新美濃守」、長元二年九月二十九日条にも「美濃守」と見える。
- (7) 『小右記』長元四年三月一日条
- (8) 『小右記』(小記目録第十六・出家事)には、公事未済の受領の出家例の記録としては、万寿二年の三人と長暦三年の庶政の二例しか見えない。ここからすると、かかる事例は頻繁にあったわけではなく、例外的な事態であったと言えるであろう。

(9) 受領の交替に際しては、京への納入物の勘済状況のだけでなく、国衙管理下の物資・施設(「留国官物」)の状態の確認も行われており、両者の報告内容を併せて受領の功過が判断された。万寿二年の際に実資が「留国官物」に関する新司の報告を待つて処理するのが筋だと主張したのは(「留国之事暗以難知、随新司申請可被定仰歟、如<sub>レ</sub>此之事體承可<sub>レ</sub>宣下<sub>一</sub>也)、これによると考えられる。

(10) 『御堂関白記』長和四年七月二十三日条

(11) 森公章 『日記で読む日本史11 平安時代の国司の赴任―『時範記』をよむ―』 臨川書店、二〇一六年

(12) 磐下徹 「国司苛政上訴と受領の任国支配―受領初任時対応の形成過程―」 『日本歴史』 九〇二、二〇二三年